

## 住宅政策本部会計年度任用職員（アシスタント職）募集要項

項 目	内 容
職名	東京都住宅政策本部東部住宅建設事務所折衝課 アシスタント職員（一般業務）
募集人員	1名
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
任用期間	令和3年7月15日から令和3年9月30日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和3年10月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都住宅政策本部東部住宅建設事務所折衝課 (東京都千代田区外神田1-1-6)
職務内容	都営住宅建替事業に伴う居住者移転折衝業務の事務補助 ・居住者移転状況等進行管理補助（月報整理、資料作成下準備等） ・移転説明会等の事務補助（資料作成下準備等、配布資料複写・封入れ見学会準備、抽選結果資料の整理等） ・入居資格等予備審査、不適正使用の適正化指導補助（配布資料複写、回収資料の整理等）
応募資格・求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都営住宅制度の知識を有していること。</li> <li>・ワード、エクセル等パソコンの基本的な操作ができること。</li> <li>・窓口や電話応対において、丁寧かつ誠実な接遇ができること。</li> <li>・協調性があり、業務に対し強い責任感があること。</li> <li>・組織の一員として、職務が円滑に遂行できるように協力できること。</li> <li>・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること</li> </ul>
勤務日数	月6日（土曜、日曜及び祝日は除く。）
勤務時間	① 午前8時30分から午後5時15分まで ② 午前9時00分から午後5時45分まで ※ 原則、所定勤務時間を超える勤務はありません。ただし、業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務となる可能性があります。
休憩時間	正午から午後1時まで
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇

	<p>(無給)</p> <p>妊娠出産休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p>
報酬額	<p>時間額 1,050円 (改定される場合あり)</p> <p>通勤手当相当額を別途支給 (上限2,600円/日)</p> <p>※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の10日までに口座振込により支給</p>
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険等加入について：無
応募方法等	<p>応募方法</p> <p>「会計年度任用職員申込書」(東部住宅建設事務所折衝課で配布するほか、住宅政策本部ホームページからもダウンロードできます。)に必要事項を記入の上、以下のとおり郵送又は持参してください。なお、応募書類は返却いたしません。</p> <p>① 申込期間</p> <p>令和3年6月23日(水)から令和3年6月29日(火)まで</p> <p>※書類必着</p> <p>② 送り先又は持参場所</p> <p>〒101-0021 東京都千代田区外神田1-1-6</p> <p>東京都住宅政策本部東部住宅建設事務所折衝課折衝担当</p> <p>選考方法</p> <p>① 第一次選考 書類選考</p> <p>② 第二次選考 面接(令和3年6月30日(水)から令和3年7月2日(金)までの間に実施予定)</p> <p>合否については、本人宛郵送により通知します。</p> <p>また、選考経過及び結果に関する問い合わせについては、一切応じません。</p>
問い合わせ	<p>〒101-0021 東京都千代田区外神田1-1-6</p> <p>東京都住宅政策本部東部住宅建設事務所折衝課折衝担当</p> <p>電話 03-3256-2280 (ダイヤルイン)</p>